

国際福祉空手道連盟 拳成館昇級・昇段審査規定及び修行期間

※以下の基準は次のレベルへの審査前の最低限の修行期間を示す。
例えば「3ヶ月」とは週約4時間の稽古量を継続して3ヶ月行った場合を示す。

| 帯 | 級 | 修行期間 | | 型 |
|------|-----|------|-------|-----------------------|
| 白 | 無 | 3ヶ月 | 48時間 | |
| 白一本線 | 11級 | 3ヶ月 | 48時間 | 太極其の一、其の二、足技太極其の一、其の二 |
| オレンジ | 10級 | 3ヶ月 | 48時間 | 太極其の三、足技太極其の三 |
| 水色 | 9級 | 3ヶ月 | 48時間 | 平安其の一 |
| 青 | 8級 | 3ヶ月 | 48時間 | 平安其の二、三戦 |
| 紫 | 7級 | 3ヶ月 | 48時間 | 平安其の三、突きの型 |
| 黄 | 6級 | 3ヶ月 | 48時間 | 平安其の四、撃砕大 |
| 赤 | 5級 | 3ヶ月 | 48時間 | 太極其の一 ~ 其の三裏、組手の型突受 |
| 緑 | 4級 | 6ヶ月 | 96時間 | 最破、平安其の五 |
| 紺 | 3級 | 6ヶ月 | 96時間 | 撃砕小 |
| 茶 | 2級 | 1年 | 192時間 | 平安其の一 ~ 其の五裏、転掌 |
| 茶一本線 | 1級 | 1年 | 192時間 | 征遠鎮 |

| 帯 | 段 | 修行期間 | 規定 |
|---|-------|--------|--------------------------------------|
| 黒 | 初段→弐段 | 最低2年以上 | ※臥龍、十八、観空、基本其の一～其の八、安三 五十四歩、掌底、回刀 |
| | | | ※護身術、黒帯研究会(12回以上参加) |
| | | | ※実技、茶帯に準じより一層の完成度 |
| | | | ※連続組手(1分×20人) |
| | | | ※指導員講習・審判講習会の参加 |
| | | | ※大会実績 |

※参段以上は有資格者不在の為、現在省略中。

※上記規定はあくまで一つの目安であって技術レベル、組手の実力等、考慮し稽古日数が規定に満たなくとも跳び級他、師範の判断により昇級を認める場合もある。逆に上記稽古時間をこなしても技量が未だそのレベルに満たないと判断した場合は昇級出来ない。

※各帯の昇級は上記、稽古時間、規定の型の習得は勿論であるが稽古に取り組む姿勢、精神面の成長、礼儀、気合、大会実績、組手の実力等を総合的に考慮した上で決定する。

※昇級・昇段に当たって上級(緑帯以上)は連続組手の完遂を要する。緑帯4級受審(1分×5人)紺帯3級受審(1分×6人)、茶帯2級受審(1分×7人)、茶帯一本線1級受審(1分×8人)黒帯初段受審(1分×10人)、完遂とは全勝を目指し、最低でも半数以上の勝ち、それに準ずる内容の組手を持って合格とする。

※初段(黒帯)受審時は型・組手の審査と共に逆立ち歩行10m、前後10回以上の棒跳び、身長40cmオーバーボール蹴り、腕立て伏せ最低50回以上などの身体能力審査の完遂を要する。

※規定は全て一般を前提とした物です壮年、少年、女子、身体に障がいのある者、年齢、体力、性別に応じた審査内容を師範が判断し、審査を行う、何れにせよ一定限の基準を充たさなければ昇級・昇段は出来ないが、内容に個人差が生ずる事はごく当然の事である。

※流派によっては段位を「ジュニア帯」と「一般帯」と分け、ジュニアで取得した段位は15歳以上で再受審し、一般の黒帯として認定するという制度を取り入れ差別化を図っている所もありますが、当道場ではあくまで黒帯は黒帯“ジュニア”“一般”などの差別化は図っておりません。従って中学生以上を一般部とし、少年部での受審であっても一般部でも通用する実力を前提とした、厳しい内容になります。連続組手には一般部も入り全てノープロテクトで行い危険も伴いますので保護者の許可、同意書及び受審するに見合った修行年数と共に、技術面だけではなく、肉体的にも絶えうるだけの成長が出来たと師範が判断し許可した者のみ、受審できる。

※黒帯受審者は夏冬合計で2回以上の合宿参加を義務づける。

※18歳未満の者は参段以上の審査を受審できない。

※当道場は実戦武道空手を提唱する武道団体であり、他のカルチャースクールやスポーツジムとは一線を画し、武術の伝承を基本的な理念としています。よって級位、段位は免許皆伝であり上記規定は目安であって、全てに師範の判断、決定が優先する。